

DV被害者の生命の安全を確保するための生活保護法運用を求める意見書

生活保護法の改正案が5月31日、衆議院の厚生労働委員会で可決され、今国会で成立する見通しとなっている。この生活保護法改正案では、申請時に、収入の有無及び扶養義務者の状況などを書面で届け出をし、なおかつ、扶養義務者の収入や財産を調査することとされている。

これまで、DV被害者の生活保護申請手続については、当事者の安全を守り加害者からの追跡とさらなる暴力の危険を回避するために、必要とされる運用上の配慮を行うこととなっていた。5月21日に起きた神奈川県伊勢原市の殺人未遂事件などでも明らかとなっており、DV加害者の追跡は執拗で長期間にわたるため、離婚後ですら気を許すことができず、多くの被害者は恐怖を抱えながら生活をしている。

DV被害者は、さまざまな関係から断ち切れ孤立し、またPTSDを患う者も多く、被害から回復し安全な生活を営む糸口をつかむため、生活保護受給が必要となる者が多い。

今回の生活保護法改正によって、扶養義務者への照会が機械的になされれば、加害者に居場所を知られることとなるため、DV被害者は恐怖の余り窓口へ相談することすらできなくなる。何とかぎりぎりのところで守られてきたDV被害者の安全な保護申請手続がさらに困難を来すことが危惧される。

よって、本市議会は、政府に対し、今次の生活保護法改正に当たり、DV被害者が安全かつ迅速に生活保護申請の手続ができるよう、また受給を必要とするDV被害者が申請をためらわないようにするため、下記について要望する。

記

- 1 DV被害者の生活保護申請に際し、加害者・親族等への扶養照会を行わず、生命の安全確保について自治体窓口が徹底できるようにするための体制整備を行うこと。
- 2 DV被害者など社会的支援を必要とする人々に、支援制度の存在と安全な手続ができることを広く周知すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明